

商法総論Ⅱ（商行為）

科目ナンバリング CIL-212
選択必修 2単位

平岡 克行

1. 授業の概要(ねらい)

本授業では、商法商行為の規定、消費者法、その他の商取引に関する法律事項について講義を行います。
企業がその事業活動の一環として様々な商取引を行う場合、当該取引に民法のルールが適用されてしまうと、商取引に必要な簡易・迅速性、定型性が損なわれてしまうことがあります。商法は商取引の様々な要請に応じて、民法の原則を修正している法律です。また、商法はいくつかの種類の商取引・事業活動(例えば運送営業や倉庫営業、問屋営業)に関して、特別な法規定を設けています。

商法総論Ⅱでは主に、商行為の通則法と消費者保護法制、一定の商取引に関する法規則について取り扱います。具体的には、①商行為に適用される民法の特則規定、②消費者を保護するための特別な法律(消費者法)、③運送営業や問屋営業、倉庫営業といった一定の種類の営業に関する法規則、等を扱います。商法商行為を学習する際には、実際の商取引がどのように行われているのかをイメージし、標準約款等を確認しながら商法の適用・解釈を考えることが重要です。本講義でも様々な資料を参照しますので、受講者はこれらを活用して学習を進めて下さい。

2. 授業の到達目標

- ①商法及び商取引に関するその他の法律問題について基礎的な事項を理解し、説明できるようにすること。
- ②具体的な事案に関して、法律の適用・解釈上問題となる点を正しく指摘し、その点について判例・学説・自身の見解を説明できるようにすること。

3. 成績評価の方法および基準

学期末の試験によって成績を評価する(100%)。

4. 教科書・参考文献

教科書

北村雅史編 『商法総則・商行為法』(法律文化社、2018年)

参考文献

江頭憲治郎=山下友信編 『商法(総則・商行為)判例百選(第5版)』(有斐閣、2008年)

5. 準備学習の内容

商法は商取引における様々な要請に配慮し、民法の特則を多数設けています。ただ単に商法の知識を覚えようとするのではなく、商法がなぜ特別なルールを設けたのか、民法の原則と比較しながらその趣旨を把握することが重要です。

授業をよく聞いて基本的な内容を理解すると同時に、テキストや配布した資料を十分に読み返して復習し、必要な知識を定着させるようにしてください。

6. その他履修上の注意事項

- ・予め民法の知識(特に総則・債権に関して)を習得しておくことが望ましいですが、必要な事項は講義中に説明します。
- ・授業中の私語や、他の受講生の迷惑になる行為は厳禁です。
- ・商法総論Ⅰ(総則)を受講していることが望ましい。両科目とも商法及び商取引に関する他の法律の重要事項を取り扱っているため、併せて受講することを勧めます。
- ・なるべく六法を持参すること。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス
商法総論Ⅰ(総則)の内容確認
- 【第2回】 商行為法総論①
(商行為法通則、契約の成立、商品の受領・引渡しに関して)
- 【第3回】 商行為法総論②
(商事代理、商行為に基づく債権の担保手段)
- 【第4回】 商行為法総論③
(商人間の売買)
- 【第5回】 消費者法①
(消費者法総論、消費者契約法)
- 【第6回】 消費者法②
(特定商取引法、割賦販売法、その他の消費者保護法制)
- 【第7回】 交互計算
匿名組合
- 【第8回】 仲立営業
(仲立営業の意義、仲立人の権利・義務)
- 【第9回】 問屋営業
(問屋の意義、問屋と委託者の関係、問屋と取引の相手方の関係)
- 【第10回】 運送営業・運送取扱営業①
(運送法総論、物品運送契約、運送人の責任)
- 【第11回】 運送営業・運送取扱営業②
(相次運送・複合運送、運送書類)
- 【第12回】 運送営業・運送取扱営業③
(運送取扱営業、旅客運送契約)
- 【第13回】 倉庫営業
- 【第14回】 場屋営業
- 【第15回】 まとめ

※上記はあくまで予定であり、進捗状況に応じて変更する可能性があります。